

茂原市議会報告会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茂原市議会基本条例（平成27年茂原市条例第33号）第5条第2項の規定に基づき議会報告会（以下「報告会」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施回数)

第2条 報告会は、年に1回以上実施するものとする。

(企画及び運営)

第3条 報告会の企画及び運営は、議会運営委員会が行うものとする。

(報告会の内容)

第4条 報告会の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 定例会及び臨時会の概要報告
- (2) 市民との意見交換
- (3) その他議長が必要と認める事項

(開催内容等)

第5条 報告会の日程、次第、会場及び報告事項については、議会運営委員会で協議し決定するものとする。

2 議会運営委員会委員長は、前項の規定により決定した内容を議長に報告するとともに、議長の了承を得て、各常任委員会委員長及び関係する特別委員会委員長に伝達するものとする。

(出席及び役割分担)

第6条 報告会は、原則として全議員が出席し実施するものとする。

2 報告会における司会者、報告者、答弁者及び記録者については、議会運営委員会において協議し、調整するものとする。

(資料の作成)

第7条 報告会での説明資料は、各常任委員会及び特別委員会が作成するものとする。

(記録及び公表)

第8条 報告会の記録は、記録者が要点筆記により行うものとし、報告会終了後、速やかに報告書を議長に提出するものとする。

2 議長は、前項の規定により提出された報告書を、ホームページに掲載するとともに、報告会の概要を「議会だより」において公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、報告会の実施に関し必要な事項は、議会運営委員会で定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。